第七条第五項中「介護保険施設」の下に「、特定地域介護保険施設」を加え、同条に次の一項を加える。

10　この法律において「被保険者証の提示等」とは、被保険者証の提示、電子資格確認（居宅サービス等（第二十三条に規定する居宅サービス等をいう。）を受けようとする要介護被保険者等（第六十二条に規定する要介護被保険者等をいう。）が、市町村又は特別区（以下単に「市町村」という。）に対し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法その他の厚生労働省令で定める方法により、当該要介護被保険者等の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、市町村から回答を受けて当該情報を当該居宅サービス等を提供する事業所又は施設に提供し、当該事業所又は施設から当該情報の確認を受けることをいう。）その他厚生労働省令で定める方法をいう。

第八条第二項中「又は夜間対応型訪問介護」を削り、同条第十一項中「第二十一項」を「第二十項」に改め、同条第十四項中「、夜間対応型訪問介護」を削り、同条中第十六項を削り、第十七項を第十六項とし、第十八項から第二十一項までを一項ずつ繰り上げ、同条第二十二項中「第二十七項」を「第二十六項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十三項中「、夜間対応型訪問介護」を削り、同項第一号中「第十九項」を「第十八項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十四項中「及びその他」を「、第百十五条の四十五第三項に規定する特定地域居宅サービス等事業に係る居宅サービス又はこれに相当するサービス及びその他」に、「第百十五条の四十五第二項第三号」を「同条第二項第三号」に、「又は介護保険施設への入所」を「、介護保険施設又は特定地域介護保険施設（以下この項において「地域密着型介護老人福祉施設等」という。）への入所」に、「、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設」を「、地域密着型介護老人福祉施設等」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十五項中「及び」を「（第四十九条第一項第三号に規定する介護老人保健施設を除く。）及び介護医療院（第四十九条第一項第四号に規定する介護医療院を除く。）をいい、「特定地域介護保険施設」とは、第四十九条第一項第二号に規定する特定地域介護老人福祉施設、同項第三号に規定する介護老人保健施設及び同項第四号に規定する」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条中第二十六項を第二十五項とし、第二十七項から第二十九項までを一項ずつ繰り上げる。

第八条の二第十六項中「同じ。）」の下に「、第百十五条の四十五第三項に規定する特定地域居宅サービス等事業に係る介護予防サービス又はこれに相当するサービス」を加える。

第九条中「又は特別区（以下単に「市町村」という。）」を削る。

第十二条第四項中「を返還しなければ」を「の返還その他の厚生労働省令で定める措置をとらなければ」に改め、同条第六項中「被保険者証」の下に「その他被保険者の資格に関する確認」を加える。

第十三条第一項中「第三号」を「第四号」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　特定地域介護保険施設

第二十七条第一項中「第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であって厚生労働省令で定めるもの又は第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター」を「次の各号に掲げる事業者又は施設」に改め、同項に次の各号を加える。

一　次に掲げる事業者又は施設であって、厚生労働省令で定める要件に該当するもの

イ　第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者であって、特定施設入居者生活介護を行うもの

ロ　第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者であって、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は複合型サービス（第八条第二十二項第一号に掲げるものに限る。）を行うもの

ハ　第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者

ニ　地域密着型介護老人福祉施設

ホ　介護保険施設

ヘ　特定地域介護保険施設

ト　第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者であって、介護予防特定施設入居者生活介護を行うもの

チ　第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者であって、介護予防小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を行うもの

二　第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター

第三十二条第一項中「第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であって厚生労働省令で定めるもの又は第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター」を「第二十七条第一項各号に掲げる事業者又は施設」に改める。

第四十一条第三項中「被保険者証を提示して」を「被保険者証の提示等により」に改める。

第四十二条第一項中「対し」の下に「、厚生労働省令で定めるところにより」を加え、同項第二号中「サービス（」を「サービスであって、」に、「のうち、」を「（次号において「指定居宅サービスの事業に係る基準」という。）のうち」に、「に限る。次号及び次項」を「（以下この条」に改め、同項中第四号を第五号とし、同項第三号中「及び基準該当居宅サービス」を「、基準該当居宅サービス及び特定地域居宅サービス」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　居宅要介護被保険者が、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービスであって、特定地域（人口の減少その他の厚生労働省令で定める基準に該当する地域として都道府県が定めるものをいう。以下同じ。）に所在し、かつ、指定居宅サービスの事業に係る基準のうち都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるもの（以下この条において「特定地域居宅サービス」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。

第四十二条第二項中「前項第二号の」の下に「規定により」を加え、同条中第五項を第八項とし、第四項を第七項とし、同条第三項中「特例居宅介護サービス費」を「第一項第一号、第二号、第四号又は第五号に掲げる場合における特例居宅介護サービス費」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

5　第一項第三号に掲げる場合における特例居宅介護サービス費の額は、次の各号に掲げる特定地域居宅サービスの区分に応じ、当該各号に定める額を基準として、市町村が定める。

一　前条第四項第一号に掲げる居宅サービス又はこれに相当するサービスに該当する特定地域居宅サービス　当該居宅サービスの種類ごとに、当該居宅サービスに該当する特定地域居宅サービスの内容、要介護状態区分、当該特定地域居宅サービスの事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該居宅サービスに該当する特定地域居宅サービスに要する平均的な費用（通所介護及び通所リハビリテーションに要する費用については、食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を勘案して厚